

いちき串木野市自治基本条例 運用状況点検結果報告書

【対象条文：第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条】

令和 6 年 2 月

いちき串木野市自治基本条例推進審議会

1、点検結果の報告に当たって

いちき串木野市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）では、市民と行政が協働して取り組む「共生・協働のまちづくり」を具体化していくため、表紙に記載された対象条文について、令和6年2月に開催された審議会にて、いちき串木野市自治基本条例の点検を行い、報告書を作成した。報告書に記載された意見等については、市に改善を求める意見だけでなく、今後の行政運営のヒントとなる意見もあると思われるので、しっかり受け止めていただき、市から率先して自治基本条例の理解を深めるとともに、市民への周知に努めていただければ幸いである。

2、自治基本条例運用状況の点検方法、点検結果及び審議会からの意見

（1）点検方法

ア 点検対象

表紙記載の対象条文のとおり

イ 点検の視点

市の関係課から提出された自治基本条例運用状況点検シートについて、次の視点で審議会において点検を行った。

（ア）各条文の内容が実施されているか否かという形式的な視点（要件）

（イ）取組事項の内容や方法が各条文の趣旨を実現するものとして適切か否かという実質的な視点（効果）

（2）審議会からの意見

審議会での各委員の意見を取りまとめ、意見を付した。

（3）審議会としての評価

市が各条文に関連して取り組んだ事項について、各委員からの意見を踏まえ、「妥当」、「概ね妥当」、「必ずしも十分でない」、「不十分」の4段階で、審議会としての評価（外部評価）を行った。

(市職員の役割と責務) 第 13 条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを常に自覚し、この条例及び法令等を遵守するとともに、市民の視点に立って職務を遂行します。 2 市職員は、職務に必要な知識や技術等を習得し、職務遂行及び政策立案に係る能力向上に自ら努めます。 3 市職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画します。				
点検項目 研修状況、地域活動への参加状況など	担当課	課題	今後の取組	内部評価 ※ 次の4つのいずれかに○を付ける
・ 職員の研修状況（4年度実績） 多様化する市民ニーズや新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応でき、かつ職員の能力向上に努めるため、職員派遣研修（国、鹿児島市など）や庁外研修（県自治研修センター）などを実施。 ・ 職員の地域活動への参加状況 市職員は、自らも地域社会の一員であることを常に自覚し、自治公民館や地域活動等へ積極的に参加するよう呼び掛けている。	総務課	職員研修を行うことが目的とならないよう、職員が研修で得たスキルを業務や市政へ反映・実践することが重要である。 個々の地域活動等への参加状況は把握できていない。	今後も継続実施	・ 妥当 ・ 概ね妥当 ・ 必ずしも十分でない ・ 不十分
審議会からの意見	・ 職員の研修については、北海道ニセコ町など改革派自治体に派遣して学ぶのがいいと思う。できれば、本市と同規模の改革派自治体がいいと思う。 ・ 介護職場への派遣など異業種の民間企業、省庁などとの交流もいいと思う。 ・ 薩摩川内市が大阪のスポーツ新聞社に職員を派遣とか、鹿児島県の職員が横浜ベイスターズの広報へ派遣という話を聞いたが、こういうのは良い。 ・ 派遣はいいと思うが、あくまで希望した人に行ってもらうことが大事である。やる気がないのに、無理やり行かせても			

	意味がない。
審議会としての評価 (外部評価)	☐ 妥当 ☒ 概ね妥当 ☐ 必ずしも十分でない ☐ 不十分

(情報の共有と提供)

第14条 市民、市議会及び市は、第3条の基本理念を実現するため、それぞれが保有する情報を共有することに努めます。

2 市議会及び市は、その保有する情報を市民にわかりやすく提供します。

3 市民は、市議会及び市との情報共有を図るため、市民の持つ地域の情報を提供していくよう努めます。

4 市民、市議会及び市は、情報共有のための仕組みや体制の整備に努めます。

点検項目	担当課	課題	今後の取組	内部評価
情報提供の状況(ホームページ、広報紙、パンフレット)、講演会・シンポジウム等の開催や参加状況、子どもの地域活動への参加状況、意見表明の機会の状況、情報共有のための体制(youtube) など				※次の4つのいずれかに○を付ける
・人事に関する情報の公表 職員の給与・定員や特定事業主行動計画など、本市の保有する情報や取り組み状況等について、市公式ホームページや広報紙などを利用して、広く市民へ公表している。	総務課	特になし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
行政情報やイベント情報など市民や事業者が必要と思われる情報について、市の広報紙やホームページ、LINE、防災無線等を通じて情報提供を行っている。	企画政策課	特になし	R6年度に、シティプロモーションのためのWEBサイトを構築する予定。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
市の財政事情や予算、決算、市有財産の公売情報などを広報紙やホームページを通じて情報提供を行っている。	財政課	特になし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

行政相談の日程や各地区のイベント情報、災害時における避難所の情報などを、市の広報紙やホームページ、LINE、防災無線等を通じて情報提供を行っている。中でも災害時など特に緊急性が高いものは、LINEや防災メール、防災無線を活用している。	まちづくり防災課	特になし	今後も継続実施	・妥当 概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
人権相談、日曜窓口などの日程や、ペットや空地等の管理についてなど、市の広報紙やホームページ、LINE、防災無線等を通じて情報提供を行っている。	市民生活課	特になし	今後も継続実施	・妥当 概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
確定申告や市県民税申告相談会の日程、市税等の課税や納税についてのお知らせなどの情報を、市の広報紙やホームページ、防災無線等を通じて情報提供を行っている。	税務課	特になし	今後も継続実施	・妥当 概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
・子どもに関する各種制度のホームページへの掲載内容について、随時見直しを行った。 ・児童手当、児童扶養手当、保育所等の現況届等の必要な手続きについて、広報紙（お知らせ版）やホームページを通じて周知を図った。 ・子育て世代への子育て応援ナビやSNS（子育て応援インスタグラム）を活用した情報発信や、各種イベントの企画などを行った。	子どもみらい課	特になし	今後も継続実施	・妥当 概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

検診、予防接種の日程や健康に関する情報などを、市の広報紙やホームページ、LINE、防災無線等を通じて情報提供を行っている。 また、チラシやパンフレットなど配布物については文字だけでなく、イラストや写真などを活用し、わかりやすい情報提供に努めている。	健康増進課	送り手の行政からの情報が受け手の市民にうまく伝わらない場合がある。	今後も市民に情報が届くよう表現など工夫をしながら、継続実施。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
農業関係者及び一般市民向け情報（廃プラスチック類の回収、JA と連携した説明会、受賞報告、航空防除の日程、サルの出没情報、各種注意事項、各イベント情報等）については、市の広報紙やホームページ、公式LINE、防災無線及び、対象となるまちづくり協議会や自治公民館を指定した情報提供を行っている。	農政課	特になし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
主として下記項目をお知らせ版や広報誌、HP、防災無線等を通じて情報提供を行っている。 ・市営住宅入居募集(定住、地域振興含む) ・住宅のリフォームや耐震改修などにかかる補助金 ・町名変更などが発生した際の周知 ・区画整理情報 ・主要道路における交通規制情報	都市建設課	特になし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
上水道事業及び下水道事業に係わる各種手続きや事業に係わる情報などを、市のホームページを通じて情報提供を行っている。 中でも特に緊急性が高いものは、防災無線を活用している。	上下水道課	特になし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

農業委員会総会の議事録や農地の賃借料の情報、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動などを、市の広報誌やホームページ等を通じて情報提供を行っている。	農業委員会事務局	特になし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
監査等の結果についての情報提供としては、「定期監査」の結果の公表を串木野庁舎、市来庁舎、羽島出張所の掲示板への掲出により行っている。 市ホームページへの掲載については、これまで「決算審査」と「財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率に関する審査」の結果を掲載している。	監査委員事務局	市ホームページには「定期監査」の結果については掲載していない。	今後は「定期監査」の結果の市ホームページへの掲載についても検討する。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
選挙についての情報（任期、選挙権と被選挙権、選挙人名簿と被登録資格等、選挙期日、投票所と投票区の区域、投票について）をホームページで提供している。 選挙特報の作成…選挙時に広報誌にて投票日・選挙人名簿登録要件・期日前(不在者)投票等について周知を行っている	選挙管理委員会	特になし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
・議会からの広報、周知等 (第9条と重複)	議会事務局	なし	・常に、市議会だより及び市ホームページを活用し、情報の提供、内容充実に努めている。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

・物品を含む情報提供 (パンフレット、回覧板、諸様式の配布等)	支所市民課	業務ごとに本課が存在する。 (タイムラグ発生の可能性がある。)	本課からの情報・広報物・書式等を的確に提供・掲示する。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
いちき串木野市の教育行政や特認校制度の紹介、学校再編に関するお知らせなど、ホームページや広報紙等で周知している。 また、各種説明会や就学時健診等実施の際は、必要に応じて防災無線による呼びかけを行っている。	教育総務課	特になし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
子どもの地域活動をはじめとする、各種事業の活動風景や地域学校協働活動だより、生涯学習講座の募集などを広報誌やホームページ、ラインで掲載した。	社会教育課	ホームページ等に掲載はしているが、知られていない。	各種講座や講演、会議の時に、PRする。過去の情報にならないように最新情報に更新していく。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
市教育講演会、市子どもサミットなど保護者や地域住民が参加できる教育に関する行事情報、全国学力・学習状況調査等の学力検査の結果に係る情報提供などを行っている。	学校教育課	特になし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
消防団員募集や各種行事等について広報紙やSNSで市民に呼びかけを行っている。	消防本部	なし	今後も継続実施	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

審議会からの意見	・市民への情報公開については、市民へわかりやすく、工夫しながらやってほしい。 ・市民へのホームページを利用した予算の公表については、錦江町の予算説明書（見たい！知りたい！まちのしごと）が参考になると思うので、ぜひやってほしい。 ・マスメディアにもっと市のイベントを取り上げてもらってもいいと思う。ケンミンショーのまぐろラーメンは良かった。 ・YouTube やニコニコ動画など動画を活用するのも良いと思う。 ・市の委員を多くしているが、各課の行事が重なって参加できないことがあるので、各課で調整してほしい。
審議会としての評価 (外部評価)	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☒ 必ずしも十分でない ☐ 不十分

(情報公開と個人情報の保護) 第 15 条 市議会及び市は、市政に関する情報を公開し、わかりやすく説明します。 2 市議会及び市は、情報公開に当たっては個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に必要な措置を講じなければなりません。 3 前2項に規定する情報公開及び個人情報保護に関し、必要な事項は別に定めます。				
点検項目	担当課	課題	今後の取組	内部評価
情報公開の請求状況(件数も含む)、情報公開・個人情報保護審査会等の開催状況 など				※次の4つのいずれかに○を付ける
・ 情報公開開示請求 3 件 全部開示決定 3 件 ・ 保有個人情報開示請求 7 件 全部開示 5 件部分開示 2 件 ただし、各審査会の開催実績はなし	総務課	特になし	今後も継続実施	☒ 妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分

・ 条例等を制定する。（令和 5 年 3 月、いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例及びいちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を制定。） ・ 市議会における個人情報を適正に取扱う。 ・ 請求に応じた対応（条例制定後、個人情報に関する請求なし）	議会事務局	なし	なし	・ ☒ 妥当 ・ 概ね妥当 ・ 必ずしも十分でない ・ 不十分
---	-------	----	----	--

審議会からの意見	・ 情報公開や個人情報の請求については、適切に処理していればいいと思う。
審議会としての評価 （外部評価）	☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 必ずしも十分でない ☐ 不十分

第16条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するための基本構想とこれを具体化するための方策としてまとめた計画（以下「総合計画」という。）を市民の参画を得ながら策定します。

点検項目	担当課	課題	今後の取組	内部評価
総合計画審議会の開催状況、総合計画のローリング状況、総合計画審議会の委員の内訳（団体名、公募委員の数など）				※次の4つのいずれかに○を付ける
●総合計画審議会 ・開催実績なし ※総合計画策定要綱第3条により、基本構想を策定する場合に審議会に諮問することとしているため、令和4年度は開催していない。 ・委員20名 1号委員 農業委員会、教育委員会 2号委員 - まちづくり連絡協議会、市女性連、社協、市P連、商工会議所、商工会、市内4漁協等14団体 4号委員 公募委員3人 5号委員 鹿児島地域振興局	企画政策課	特になし	総合計画審議会は第3次総合計画策定時に開催する総合計画ローリングR5年度の実施計画見直しにより、掲載事業がかなり絞り込まれたことから、進捗管理の方法を検討していく。	・妥当 ・概ね妥当 ・必ずしも十分でない ・不十分
●総合計画ローリング ・実施計画を毎年実施しており、令和4年度も実施し、進捗状況等について確認をしている。		特になし		

審議会からの意見	・基本構想については、議決（いちき串木野市基本構想の議会の議決に関する条例に基づく）しているのであれば、民意も反映しており、問題はないと思う。 ・現在は令和４年度から令和８年度までの後期基本計画であり、次の総合計画審議会は、次の基本構想を策定する時になると考える。 ・パブリックコメントで市民の意見を反映することとしているので、いいのではないか。
審議会としての評価 (外部評価)	☐ 妥当 ☒ 概ね妥当 ☐ 必ずしも十分でない ☐ 不十分